

仙台市補償物件等調査算定委託優良業務表彰要領

(令和3年3月16日 財政局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する補償物件等調査算定委託業務（以下「委託業務」という。）のうち、業務成績が特に優れた委託業務の受託者を表彰し、調査算定技術の研鑽を促すことにより、委託業務に係る成果品の品質向上に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 この要領による表彰（以下「優良業務表彰」という。）の対象は、財政局理財部用地課が発注した当初設計金額（消費税を含む。）100万円以上の委託業務で表彰年度の前年度に完了検査を終了したものの受託者とする。ただし、当該受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託業務の完了検査を終了した年度の4月1日から表彰日までに、有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、表彰することが不相当と認められる事由があった場合

(表彰基準)

第3条 優良業務表彰は、仙台市委託業務成績評定要領（平成23年2月25日財政局長決裁）第4第3項第3号の規定による委託業務成績調書に記録された総合評定点（以下「総合評定点」という。）が80点以上の委託業務について、次の基準に従って行うものとする。

- (1) 総合評定点が85点以上の委託業務がある場合は、その受託者すべてを表彰する。
- (2) 総合評定点が85点以上の委託業務がない場合は、最上位のものの受託者を表彰する。

(審査委員会)

第4条 前条の基準に基づく審査を行うため、審査委員会を置く。

- 2 委員長は、財政局長をもって充て、委員は、財政局次長及び財政局理財部長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 審査委員会は、委員全員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めるときは、書面審議（決裁）をもって審査委員会の会議に代えることができる。
- 5 審査委員会は、財政局理財部用地課長の内申に基づき審査を行い、表彰者を決定する。ただし、表彰者の決定後、表彰日までに受託業務の受託者が第2条ただし書のいずれかに該当すると認められた場合は、その決定を取り消すものとする。

(表彰の方法)

第5条 優良業務表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、表彰状には記念品を添えることができるものとする。

(表彰に係る事務)

第6条 優良業務表彰に関する事務は、財政局理財部用地課が所管する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、優良業務表彰に関し必要な事項は、財政局理財部長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年6月10日改正）

この改正は、令和4年6月10日から実施する。